

# あったか情報

季刊・秋号 第75号 2023年10月15日発行  
〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町50番地  
アサダ観光ビル2階B号室  
TEL 075-632-8962 FAX 075-632-8963  
HP <http://www.attaka-support.org/>  
E-mail [attaka-support@r6.dion.ne.jp](mailto:attaka-support@r6.dion.ne.jp)  
郵便振替口座 00900-2-264244  
認定特定非営利活動法人 あったかサポート 理事長 山本 賀則

## 目次

2023年秋季セミナーのご案内	編集部	1
誰のためのインボイス制度か	木村 守	2~3
労働関連法教育事業報告	杉原純子	4
出前授業へ参加して	辻 賢二	5
連載「当世シニア気質」(15)	柏倉 裕	6
あったか歳時記(秋)	上野 都	7
役立ち情報 フリーランス新法が成立、公布されました	編集部	8
主張 2023年最低賃金を考える	編集部	9
編集後記	編集部	10

【認定NPO法人あったかサポート】

## 2023年秋季セミナーのご案内

### テーマ

私たちの暮らしはどこへ行くのか

—異次元の少子化対策とワーク・ライフ・バランスの現在

### 概要

2000年代半ば、「ワーク・ライフ・バランス」という政策領域が登場した。以降、「聖域なき構造改革」をスローガンとする小泉政権、「働き方改革」「女性活躍」を打ち出した安倍政権を経て、現在、「異次元の少子化対策」へと大きく政策は展開している。働くことをめぐる社会の脆弱性と差別的な構造を維持したままに、「ワーク・ライフ・バランス」という考え方に限界はないのか。私たちは前進したのか、後退したのか。働くこととケアの現在と課題を政策の動向を踏まえながら、皆さんと考えていきたい。

### 講師

萩原久美子(桃山学院大学社会学部教授)

### 日時

2023年12月9日(土) 14時~16時(開場13時30分)

### 会場

ラポール京都 4階第12会議室

(京都市中京区四条御前西入 TEL:075-801-5311)

### 参加費

無料

### 申込み

参加希望者の方は、氏名・電話番号を伝えていただくが、明記して左記のいずれかの方法でお申し込み下さい。

TEL:075-632-8962

FAX:075-632-8963

MAIL: [attaka-support@r6.dion.ne.jp](mailto:attaka-support@r6.dion.ne.jp)

### 締切

12月8日(金)

### 〈萩原久美子さんの略歴と著書〉

- 一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位取得修了。
- 専門分野は労働社会学、社会政策のシエンダー分析。
- 全国紙記者、東京大学社会科学研究所助教、下関市立大学教授などを経て現職
- 著書に「労働運動を切り拓く」(2018年、旬報社、共著)
- 「民主党政権失敗の検証」(2013年、中公新書、共著)
- 「育児休暇—協約成立—高度成長期と家族的責任」(2008年、勁草書房)
- 「迷走する両立支援」(2006年、太郎次郎社エディタス)

# 誰のためのインボイス制度か

税理士 木村 守

## はじめに

2023年10月1日からインボイス制度が導入されます。

現行の消費税法は帳簿方式を採用していますから、消費税の計算が大きく変わります。消費税が導入されて34年以上になります。これまで様々な改正がなされてきましたが、今回の改正が最も大きな改正になります。

そこで、消費税が、創設からどのようにに変化してきたのか、そして、インボイス制度への転換は私たちにどのような影響があるのか考えてみたいと思います。

## 消費税の創設とその後の改正

### I 消費税の創設

#### ①消費税の構造

わが国の消費税は、平成元年4月から実施されましたが、それは、消費税の種類としては、附加価値税の性質をもつ多段階一般消費税である。税額算定の仕組としては、仕入税額控除法が採用されている。ただし、仕入税額控除の方法としては、インボイス方式ではなく、帳簿方式が採用されている。

これは、「消費税」の導入に伴って事業者に余計な負担や費用をかけるのは好ましくない、という考慮によるものである。

#### ②消費税の特色

わが国の消費税は、次のようないくつかの特色をもっている。

第一は、課税対象の範囲、すなわち課税ベースが広いことである。これは、課税の対象から除外される物品やサービスの範囲をできるだけ限定した方が、制度が簡素となり、また、①税制の消費中立性が維持されるのみでなく、②低い税率で所要の税収を確保しうるためである。ただし、食料品等の生活必需品も課税の対象とされているため、これに伴う税負担の逆進性の問題をどのように解決すべきかが、問題となっている。

第二は、右との関連で、税率が低くかつ単一税率であることである。単一税率が採用されたのは、簡素で消費中立的な税制の要請に応ずるためであり、低い税率が採用されたのは、消費税の導入による経済への悪影響を避け、また新税に対する国民の違和感やアレルギーを緩和するためである。

第三は、免税事業者の範囲が広いことである。わが国では、基準年度における課税売上高が3000万円以下の事業者は納税義務を免除されており、その結果、個人・法人を含む全事業者の約65・7%が免税事業者に当たるといわれている。

第四は、簡易課税制度が採用されていることである。これは、基準期間の売上金額が5億円以下の事業者に、選択により、売上にかかる税額の80%相当額を仕入税額とみなして消費税額を算出することを認める制度である(注1)。

### II 改正の概要

(イ) 平成3年の改正では、簡易課税を見直し、区分を2区分から4区分に細分化し、適用される基準期間の売上高を5億円から4億円に引き下げました。限界控除制度については、適用上限を6千万円から5千万円に引き下げました。

平成6年の改正では、税率が消費税と地方消費税を合わせて5%に改定されました。簡易課税制度については適用される基準期間の売上高を4億円から2億円に引き下げました。限界控除制度は廃止されました。

平成15年の改正では、免税事業者の課税売上上の上限を3千万円から1千万円に引き下げました。簡易課税制度の適用上限を2億円から5千万円に引き下げました。

平成26年の4月1日から消費税率が8%に引き上げられました。平成28年軽減税率制度の導入、適格請求書(インボイス)の導入がきました。

令和1年10月1日から、消費税率が10%に引き上げられ、食料品等については別途8%の税率が適用されることになりました。

令和5年10月1日からインボイスが導入されます。

(ロ) 改正の流れを見ると、消費税導入当初の限界控除制度は廃止され、免税事業者の上限も1千万円に引き下げられ、簡易課税については、現在事業区分が6区分に細分化され、当初中小企業政策として導入された制度は縮減、または、廃止されました。

これは、政府がインボイス制度による消費税を是が非でも実現したいという願望のもとで、政策を遂行した結果です。「インボイス制度は複数税率制度の下で適正な課税を確保するために必要な仕組みであり我が国以外では附加価値税を導入する全てのOECD諸国で実施されているグローバルスタンダードと言える制度である」(注2)。これは、インボイス制度導入の政府側の見解ですが、複数税率採用とインボイス制度の採用は必然的な関係にはありません。また、税法の世界でグローバルスタンダードが存在するわけも

ありません(注3)。このような勝手な思い込みからは、納税者や消費者にとって有用な消費税法が生まれるわけがありません。

**帳簿方式からインボイス制度  
(適格請求書等保存方式)への転換**

(イ) 消費税額の計算は課税売上に含まれる消費税から課税仕入れに含まれる消費税を控除して計算します。帳簿方式というのは仕入れの事実を記載した帳簿、または仕入れ先から受け取った請求書等のいずれか一方を保存することを仕入れ税額控除の要件とする方法です。

それに対し、インボイス制度は、売り手側に税率を区分して記載した請求書等(インボイス)の交付義務や写しの保存義務を課すとともに、買い手側が仕入れ税額控除の適用を受けるために原則として帳簿に加えてインボイスの保存を要件とする制度です。

帳簿方式とインボイス方式の違いは、帳簿方式では、仕入れの事実を記載した帳簿や請求書を保存するだけで仕入れ控除の要件を満たしますが、インボイス方式になるとそれに加えて売り手側が発行したインボイスを保存することが必要になってきます。

(ロ) 納税額の計算にあたっては、帳簿方式の場合は課税仕入れに税率をかけるという簡単な方法で計算はで

きますが、インボイス方式では、インボイスを積み上げるといふ計算方法によって税額を計算します。そのために、インボイス方式の場合、税額を計算するためには、そのインボイスが正しいかどうか確認する必要があります。これを実務的に処理するためには、相当の手間がかかります。

このように、帳簿方式では、事務負担が少なく徴税コストが安くてすみませんが、インボイス方式はインボイスの確認だけでなく、保存も要件になっていきますので、さらにコスト増になります。

財務省によれば今回のインボイス方式の導入によって、2千億円の増収になると言われていますが、これをもとに、徴税コストとの関係はどのようなか試算してみました。

消費税申告件数が令和2年分は292万件ですので、1件あたり約6万9千円弱の増収です。1ヶ月に直すと、約5700円です。1ヶ月の事務負担が5700円で収まれば、徴税コストと税収が見合います。仮に、インボイス処理のために1日1時間作業が増えれば最低賃金で計算しても、月間約20時間で事務処理費用が約2万円増えます。徴税コストは税収に対し

3.5倍になります。この費用は、財務省は負担しませんから、財務省から見れば純粋に2千億円の増収ですが、

納税者からみれば、3.5倍の費用負担になります。納税者からみれば、帳簿方式で消費税を納め、5700円を財務省に寄付した方が安くなります(注4)。

**まとめ**

今回のインボイス方式の導入は、2千億円の増収を得るために、納税者にそれ以上の事務負担をかけるものです。速やかに撤回されるべきものです。

消費税創設時には、帳簿方式を採用している国はなく、我が国が初めてであったため、様々な批判がありました。しかし、34年間実践した現在、世界でも帳簿方式への評価が出て来ており、インボイス方式の導入と並んで評価の対象となっています(注5)。特に徴税コストで言えば、高い評価をうけています(注6)。

政府は創設以来インボイス方式の導入のため、中小企業の保護の為の施策を次々と廃止、縮小してきましたが、限界控除制度なども今日ではみなおさ

れています。今日、世界の各国が独自のインボイス方式を考案しています。それを参考にして、私たちも我が国の実情にあった税制を考える事が大事だと思われま

す。消費税創設当初、公平・簡素・中立という理念を掲げ、世界で初めて帳簿方式を導入し、成功させてきたその実績をもとに、制度を見直してゆけば、すばらしい税制ができると思います。さもないと、年間14兆円の脱税に悩まされているECと同じ運命をたどることになります(注7)。

現時点ではインボイス方式の導入は、国民に不幸をもたらす以外の何物でも無いでしょう。それは、今回のインボイス方式への転換が、政府のインボイス制度への盲目的信仰を満足させるための制度変更に過ぎないからです。

注1 この項は、金子宏「租税法」第3版(平成2年10月弘文堂) 372頁以下から抜粋しました。

注2 染谷浩史「インボイス制度(適格請求書等保存方式)概要」ジュリスト 2023年9月号 28頁。

注3 諸富 徹「グローバル・タックス」岩波新書(2022年11月第1版)参照 現在の税を巡る世界の状況がまとめられている。

注4 2千億の増収と292万件の資料はネットから取得しました。(日経新聞 2019年1月19日の記事等)

注5 増井 良啓 「日本の消費税はどこへゆくか」日税研論集NO70「消費税の研究」546頁参照

注6 増井 良啓 前掲 533頁参照

注7 西山 由美「インボイス制度の実施とその将来像」前掲ジュリスト 19頁参照

# 労働関連法教育事業報告

今年度前期は、過去より実施してきました高校や専門学校、社会人就職支援団体からの依頼をいただき、順調に出前授業等実施しています。その他、高校で就職進路ガイダンスの時間を使って個別相談会を実施しました。初めての取り組みで反省点もありますが、今後も高校の先生方と連携をとりながら、労働関連法教育を進めていきたいと考えています。

また、今年度は過去に作成した紙芝居動画の追加として、社会保険制度に関する紙芝居動画を制作中です。知識の提供を若い世代に行うことにより、全世代型社会保障制度改革について、問題意識を持ってもらいたいという目的です。過去の紙芝居動画について3分程度のPR動画をあったかサポートホームページに掲載しておりますので、ご興味のある方は覗いてみて下さい。最後に、一緒にこの活動に参加いただける方大歓迎です。是非お声掛けください。

社会保険労務士 杉原純子

## 2023年度 前期 出前授業実施一覧表

番号	学校名	対象者	実施日	テーマ	講師	人数	コマ数
1	府立東稜高等学校	3年生	5月12日	働き続けるために 知っておきたいこと	山崎・ 辻	193	2
2	府立京都奏和高等学校	3年生	6月6日	就職準備教育 求人票について	升方・ 杉原	15	1
3	府立北稜高等学校	3年生	6月14日	働き続けるために 知っておきたいこと	小林・ 升方	224	1
4	府立山城高等学校	3年生	6月21日	働き続けるために 知っておきたいこと	田中・ 辻	345	2
5	鳥羽定時制高等学校	3年生	7月13日	就職活動ガイダンス 個別相談会	杉原・ 辻	5	1
6	京都医健専門学校	視能訓練士 学科3年生	7月18日	働く前に知っておきたいこと 求人票の見方	杉原	30	1
7	マザーズジョブ カフェ	就職希望者, 社会人女性	6月24日	Wワーク・副業をするときに 知っておきたいワークルール	小林	21	1
8	マザーズジョブ カフェ	就職希望者, 社会人女性	7月8日	Wワーク・副業をするときに 知っておきたいワークルール	小林・ 西野	37	1
合計	—	—	—	—	—	870	10

あったかサポートの

## 出前授業へ参加して

社会保険労務士 辻 賢二



育活動「出前授業」の、講師陣に参画させていただけます。約一年半出前授業を行ってきた中で、思いなり感想を書かせていただきます。

「あったかサポート」の出前授業の良いところは、授業内容（ツール等）のバリエーションの豊富などところだと思います。通常のパワーポイントでの資料は基より動画、紙芝居、受講生を巻き込んだり寸劇など、授業ツールの豊富などところだと思います。

それぞれ授業依頼のあった学校の先生と事前に話し合っており、今回の授業で学校側が求めておられる目的（人権学習、キャリア探求学習等）をお聞きする中で、あったかサポートのツールを説明し、具体的な進め方を決めていきます。

中でも寸劇は、受講する生徒にアルバイト学生役や店長役、実際の学校の先生にも先生役や店長役になってもらって、会社面接でのやり取りやバイ

トで働く中でのトラブルなどを社労士と一緒に演じていく進め方です。聞いている生徒さんも身近な友達や先生が演じていることで一方的に講義を聞くのではなく、より一層興味が湧いたり、身近な出来事としてとらえ、ポイントが理解してもらえらるのではないかと感じます。

ある高校での、生徒や先生に寸劇で参加してもらった出前授業での生徒の感想を何点か紹介します。

### \*今日の授業を振り返って

●「求人票⇨労働契約内容ではない!!」という点で、求人広告やチラシに書いてある情報が全てだと思ひ込んでしまうことはこれからも多々あると思うが、その時の為に、今回もらったプリントをお守り的なものとしてしっかり保管しておこうと思う。

●バイトテロの話聞いて、働く労働者にも企業と同様にその会社の秩序を守る責任があるということに改めて認識した。

●今日の寸劇を見ている時「このような環境で働くのはしんどいだろうな、私だったらすぐにやめるな」と思っていました。けれど自分たちで労働環境をよくするために声を上げた

り、行動していくことでより働きやすい職場を作っていくことが出来るということを感じました。最後に先生がおっしゃっていたように、本当にしんどい人たちに声を上げさせてあげるような環境づくりが、今の日本に必要な事なんだなと思いました。

●日本人の性格的に、人間関係が悪くなるのを恐れたり自分さえ我慢すればいい、などと考えて会社から無理なお願いをされても、それを何も言わずにのんでいる人も多いと思います。でもそれではその後も何も変わらず、先輩も一緒の思いをするかも知れないから、会社を良くしようとして自分で考え勇気をもって行動することが大切だと学びました。

●大学生になったらアルバイトをしたいと考えているけれど、何もルールを知らずにするのは良くないし、今回の劇を通して具体的な例と一緒に学ぶことが出来てわかりやすかったです。記憶に残る講演会だったと思います。長く健康で働き続けるためには、自分の権利はきちっと主張することの大切さを知ることが出来ました。

その他、多くの皆さんに感想をいただきました。感想文を読ませていただいて、結構今時の高校生、よく考えてるなと改めて感心するところでした。「記憶に残る講演会だった」等の感想をいただくとお出前授業をやってよかったなと、勇気をもらいます。みなさんが社会に出て働かれるときに、や

りがい働きたいを持って生き生きと働かれることを切に願うところです。それからもう一つは、鳥羽高校定時制での出前授業の経験があります。

色々な事情で全日制の高校で学べなかった生徒さんが、学んでおられます。年齢差もあります。国籍もネパールや中国など外国籍の生徒も多く学んでおられます。

近年特に、外国籍の生徒さんの入学が増えていくとの事です。

外国籍の生徒さんは、日本語レベルも個人によりまちまちであり、教えておられる先生のご苦労を推し量り敬意を表するところです。

進路指導の先生は、授業はもとより就職活動からその後のフォロー、外国人生徒には卒業後のビザの変更アドバイスまで大変なご苦労をされています。

我々は、出前授業として卒業していかれる生徒さんに労働法や社会保険のルールを話すわけですが、それぞれに取り巻く背景の違う、国籍の違う生徒さんに一方的な話でどれだけわかっているのかと思っております。

出前授業の他に求人票の見方のアドバイスを行う等進めています。あったかサポートとして、何かもう少し寄り添い方の支援が出来ないかと感じる場所です。

以上、一年半の「あったかサポート」出前授業をさせていただいた経験から、感じるところ、思うところを書かせていただきました。

連載

当世シニア気質

Mといつまでも (15)

## 革命は続いている

トロツキー『わが生涯』

柏倉 裕

二十歳を一つか二つ過ぎた頃、学生会館のトイレにペンキの落書きがあった。

「孤立を恐れず連帯を求める……おローザよ」

これを書いたやつは青いヘルメットを被っていた。あいつがオレに言ったことがある。「自分の子どもは、革命家がピアニストにしたい」

そんな時代だった。ちなみにローザとは一九一九年、ドイツ革命の渦中に虐殺されたローザ・ルクセンブルクのこと。

▽  
お気に入りの書店がある。館内にある喫茶店のコーヒーとハムサンドが美味くて、月に二〜三度通う。その書店で表題の文庫本を見つけた。

自伝文学の傑作と言われる。いつかトロツキーをゆっくり読みたいたいと思っていた。平成生まれの若い世代には

縁遠い名前かもしれないが、レーニンとともにロシア革命を導いた。古稀を過ぎた学園闘争世代には、遠く仰ぎ見るような存在でもあった。

▽  
さて、この自伝。上下巻合わせて一〇〇〇ページを超える大著だが、スピード感溢れる文体は全くそれを感じさせない。自らの出自から運動への参加、一九〇五年革命後の流刑と投獄、獄中での結婚、脱走を経て一九一七年十月、ペトログラード・ソヴィエト議長としてボリシェヴィキによる権力奪取の模様を雄弁に物語る。トロツキー49歳までの、革命のために生きた自己史そのものだ。

レーニンとその妻クルプスカヤとの交流やジノヴィエフ、カメネフ、ラデックとの論争など、若い頃読んだ懐かしい名前が出て来てなぜか新鮮だった。

▽  
しかし革命は暗転する。これは宿命だろうか。レーニン亡きあと、党内論争と権力争いの中でトロツキーは革命の表舞台を一段一段と下りていく。いや、下ろされていく。足元をすくい、落とし穴を掘り、背後から石を投げられる……。スターリンによる独裁の始まりだった。

一九一七年革命から十年後、トロツキーは党のすべての職を解任されたあと除名され、国外追放となった。ゲ・ペ・ウ（国家政治保安部）の監視下、モスクワから厳寒の中央アジア、さらにトルコへ。行く先々で「トロツキー万歳！」を叫ぶデモ。このあたりは妻ナターリアの手記が臨場感にあふれて胸がつかまるようだ。

亡命先から、トロツキーはスターリン体制を徹底的に批判し、おびただしい論文を発表し、世界にスターリンの嘘を暴き続ける。独裁者には、トロツキーに関わるすべてのものが敵となった。

▽  
Mへ。ここから先はどう書いていいか分からない。知られるとおり、トロツキーは家族、親類、同調者のほとんどを投獄、流刑、銃殺によって奪われた。自らも最後の亡命先メキシコで、

スターリンが放った刺客によって頭蓋骨を割られ殺害された。たった一人の孫が唯一の血縁として残されたという。

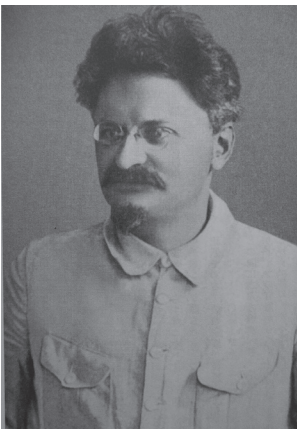
『わが生涯』の最終章に、こう書かれている。

「十月革命は、新しい社会体制の実験である。この実験は何度も形を変え、おそろくその根底からつくり変えらるるであろう。（中略）私は、個人の運命という尺度で歴史の過程を測らない。逆に私は、自分個人の運命を、社会の発展過程と不可分に結びつけたものとして単に客観的に評価するだけでなく、主体的に体験してもいるのである」

20世紀のソヴィエト・ロシアに、精神性においてこのような気高い革命家がいなかったことを、オレたちは忘れない。

※ ※ ※

写真は武藤洋二著『天職の運命―スターリンの夜を生きた芸術家たち』に掲載されたものです。



トロツキー（国外追放直前）

あったか歳時記

(秋)

風に詠む秋

上野 都

西から吹いてくるのだろうか。茜の夕焼けの向こうに、晴れた明日を待つ心地で見上げているのかも。

金色のちひさき鳥のかたちして

銀杏ちるなり夕日の岡に

与謝野晶子

戦時を賛美する歌も詠んだ茂吉の深い孤立感と、あえて「楽しくも実りに入らむ」とわが身の行く末を頼むかのような言い回しが、歌の明るさとはうらはらに生きる苦みが痛ましくも感じられる。

秋と云ふ生きものの牙

夕風の中より見えて

淋しかりけり

与謝野晶子

いたが、ふと気が付いたころにはどこかへ流れて消えていた。夏のあいだ見慣れた入道雲から解放されていても、油断はならない。もはや温暖化に支配された日本には四季がなくなる、という説も。

くろがねの秋の風鈴

鳴りにけり

飯田蛇笏

平安時代前期の勅撰和歌集『古今和歌集』に収められた歌ではあるが、言葉のままにたぐれば、ずっと現代の心にも入ってくる。木立の下でざわつく風に冷たさを感じ、どこか遠いところから秋の気配。さりながら、今年の夏の異常な高温の日々。残暑…と言いたいほどの厳しい陽ざしには日傘が欠かせない。

秋風に吹かれる風鈴の音ほど気がそがれるものはないが、それが「くろがね」というと、どうだろう。軒へ吊るしたままの風鈴を読む蛇笏の一徹さが伝わってくる軽妙な味わい。

次の歌に斎藤茂吉の苦悩を思わせるものはないようだが、敗戦の年の秋に歌われたと知るとまた趣がちがう。

秋晴れの光となりて

楽しくも

実りに入らむ栗も胡桃も

斎藤茂吉

露の世は露の世ながら

さりながら

小林一茶

それでも人は生きて歌を詠む——この秋も。

秋の雲ちぎれちぎれて

なくなじぬ

内藤鳴雪

高い青空に刷毛で刷いたような白い雲、淡い筋を引いて浮かんで

ちぎれつつ吹きこぶ

雲も夕焼けし

山口青邨

壮大な夕焼けは秋ならではの。風は

## 役立つ情報

## フリーランス新法が成立、公布されました

フリーランス新法が2023年4月に成立、5月に公布されました。この法律は、第一にフリーランスとして働く人と発注事業者との取引の適正化、第二にフリーランスとして働く人の就業環境の整備を図ることを目的としています。なお、施行日ははっきりとは定められていませんが、遅くとも来年の秋までには施行されることになっています。

法律の成立に先立ち、2021年3月には「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(以下、ガイドライン)が策定されています。ガイドラインでは、フリーランスと発注事業者との取引について、独占禁止法、下請法および労働関係法令の適用関係を明らかにしました。しかし、既存の法令では解決できない問題に対処するためには、新しい法律をつくる必要があります。

ここではこの法律をフリーランス新法(以下、新法)としていますが、正式には「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」です。また、新法においてフリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、フリー

ランス、発注事業者と表現しています。

## フリーランス、発注事業者の定義

新法の内容に入る前に、まず、法律の適用対象となるフリーランス、発注事業者について確認しておきます。新法では、フリーランスは「業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないもの」、発注事業者は「特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するもの」としています。広義のフリーランスには、消費者を相手に取引をしている人、従業員を使用している人も含まれますが、新法においてはフリーランスに該当しません。また、業務委託する事業者であっても従業員を使用していないものは発注事業者には該当しません。

新法はフリーランスと発注事業者の間の「業務委託」にかかる事業者間の取引を対象としています。なお、契約の名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合にはこの法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

## 新法の主な内容―取引の適正化

それでは、新法の内容についてみて

みます。第一にフリーランスと発注事業者との取引の適正化についてです。発注事業者には①書面等による取引条件の明示、②報酬支払期日の設定・期日内の支払が義務づけられます。また、継続的に業務委託する場合には③禁止事項(受領を拒否する、報酬を減額する、返品を行う、低い報酬を定める、物品購入・役務利用を強制する、利益を提供させる、内容変更・やり直させることを禁止する)を守ることが義務づけられます。

取引の適正化については、ガイドラインでも独占禁止法や下請法の規制により問題となる行為類型として示されていたところですが、新法では発注事業者としていますが、新法では資本金による制限がありません。施行後は、小規模な発注事業者とのトラブルにも対応できることとなります。

## 新法の主な内容―就業環境の整備

第二に、フリーランスの就業環境の整備についてです。発注事業者には①正確な募集情報の提供、②育児介護等との両立に対する配慮、③ハラスメント行為にかかる体制整備、④中途解除等の事前予告(30日前まで)が義務づけられます。

就業環境の整備については、雇用類似の働き方をする人の保護という観点

から捉えることができます。いずれも会社に雇用されて働く場合であれば、保護の対象となるものです。

## 発注事業者の義務と行政の対応

なお、発注事業者に求められるフリーランスに対しての義務は、発注事業者が継続的に業務委託をするか否かによって異なります。前者の取引の適正化の③、後者の就業環境の整備の②と③は、継続的に業務委託をする発注事業者に課される義務です。また、取引の適正化の①は、従業員を使用していない事業者が業務委託を行うときにも義務づけられます。

加えて、法律の有効性を担保するため、所轄官庁は発注事業者に対して違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令ができるものとし、命令違反、検査拒否等に対しては罰金に処するとしています。そのほか、国は相談対応など必要な体制の整備を講ずるものとしています。

新法施行後は、各地に相談窓口が設置されることが見込まれます。また、すでに「フリーランス・トラブル110番」(東京第二弁護士会が運営)への相談によりトラブルが解決された事例もあります。各相談機関による支援が、フリーランスと発注事業者のトラブル防止・解決につながることを期待されます。



# 最低賃金は「全国一律」に 地域の格差を解消し、生活できる賃金を

2023年度の最低賃金が、厚生労働省の審議会で決定され、それを受けて都道府県ごとの最低賃金額も決定されました。

都道府県の全国加重平均は、現行の961円から43円増の時給で1004円に（増加率4.5%）になり。国が想定した1002円を上回りました。

## 今年の特徴は24県が 目安を上回る引き上げ

中央最低賃金審議会は経済情勢に応じた都道府県の地域別最低賃金改定の目安を、Aランク41円（6都府県）、Bランク40円（28道府県）、Cランク39円（13県）を示しました。

この目安に上乗せして引き上げた県は、引き上げ幅が多い県から並べると、以下の通りです。

- ・8円引き上げた県はCランクの佐賀県で最低賃金額は900円になります。
- ・7円引き上げた県は、Cランクの山形県、鳥取県、Bランクの島根県の3県で最低賃金額は、山形県、鳥取県で900円、島根県で904円になります。
- ・6円引き上げた県は、Cランクの青森県、長崎県、熊本県、大分県の4

県で最低賃金額は、青森、長崎、熊本が898円、大分が899円になります。

5円引き上げた県は、Cランクの秋田県、高知県、宮崎県、鹿児島県の4県で最低賃金額は、4県とも897円になります。

4円引き上げた県はBランクの愛媛県、Cランクの沖縄県の2県で最低賃金額は、897円、896円になります。

3円引き上げた県は、Bランクの福井県で最低賃金額は、931円になります。

2円引き上げた県は、Bランクの福島県、茨城県、石川県の3県で最低賃金額は、900円、953円、933円になります。

1円引き上げた県は、Aランクの千葉県、Bランクの栃木県、新潟県、兵庫県、徳島県、福岡県の6県で最低賃金額は、1026円、954円、931円、1001円、896円、941円になります。

## こうした背景には 人材流失と人材不足の懸念

このように、Cランク13県のうち12

県が4円以上の上乗せとなっています。A、Bランクでは大幅な上乗せはないので、最低賃金を見る限り、大都市と地方の格差は縮小してきています。

こうした背景には、人材流失とそれに伴う人材不足への懸念があります。これまでも、大都市への流失がありましたが、最低賃金の引き上げ幅が年々大きくなり、非正規雇用も増加し、最低賃金の影響が大きくなって来ていることです。

また、地方においては、隣県より賃金が低いと人が流失する不安があります。

## 地域別の最低賃金を導入して いるのは世界的に見て少ない

世界を見ると最低賃金を地域別で決めているのは、カナダ、中国、インドネシア、日本の4カ国のみです（労働政策研究・研修機構のデータブック国際労働比較2022、最低賃金制度より）。4カ国は世界全体からみて少数であり、地域別を適用している日本はまれな国になります。

世界の流れとしては、最低賃金の数が増えすぎると、複雑になるので現在では出来るだけシンプルにするのが世界の主流になっています。イギリスにおいても1999年より全国一律最低賃金を導入しています。

ここで日本以外のカナダ、中国、インドネシアが地域別最低賃金を制度と

して維持しているのは理由があります。それは、国土が非常に広いということ。面積を見ると、ロシアが世界1位、カナダが第2位、アメリカが第3位、中国が第4位、インドネシアが第14位、それに対して日本は第61位です（世界事典より）。

このことは何を意味するかというと、国土が広いと、自分の住んでいるところより最低賃金が高いところがあっても、なかなか移動するのは障害があり、労働者は移動しないということ。それに比較して、日本は国土が狭く、交通手段が発達しており、移動は簡単です。ますます東京に移動してしまい、地方の衰退が引き起こされます。

こうした不安を解消するには、最低賃金を全国一律にする必要があります。また、地域別最低賃金は、地域間格差を容認するものであり、地方の人口減少を招き、限界集落を生み出す要因にもなっています。

地域別最低賃金は地域によって経済状況や生活に必要な費用が異なることから都道府県毎にランクをつけて決めていますがこの手法は、すでに古くなっています。

全国一律制の法改正への取り組みと、生活を保障する1500円以上の最低賃金実現を図る必要があります。

## 年会費納入と寄付金のお願い

私たちは、労働と社会保障の課題解決を軸に、共生の思想のもと、共助の視点に立って「あったか社会」の創造を目指します。当法人の活動にご理解を賜り、本年度も引き続き年会費納入と寄付金をお願いいたします。会員の種類と会費は以下の通りです。

- ① 正会員は、年間1口 5,000円です。個人会員で総会の議決権を有します。
- ② 賛助会員は、年間1口 3,000円です。個人及び団体会員で議決権はありません。
- ③ 協力会員は、年間1口 10,000円です。専門的立場から協力する個人及び団体会員で議決権はありません。

\*なお、寄付金については金額の定めはありません。

\*当法人への寄付金、賛助会員会費、協力会員会費は寄付金控除に利用できます。

郵便振替口座 00900-2-264244 振込先 → 認定特定非営利活動法人 あったかサポート

### 編集後記

★ 今回の編集後記は2冊の新書を紹介します。

★ 1冊は、今年の新春交流会で講演をお願いした竹信三恵子さんの最新の著書です。

★ 『女性の不況サバイバル』（2023年7月20日発行、岩波新書）です。

★ 内容は、コロナ禍の女性の雇用危機の背景を取材を通じて明らかにし、そうした女性たちの声を上げることが阻んできた、六つの「仕掛け」があると指摘しています。

★ しかし、その中でも「新しい女性労働運動の静かな高揚」があるとして、希望を語っています。

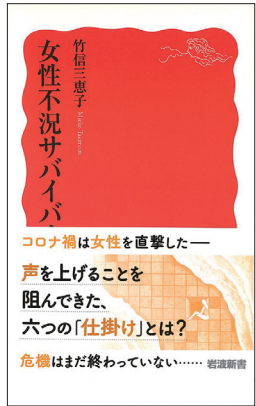
★ 2冊目は労働政策研究・研修機構労働政策研究所長の濱口桂一郎さんの『家政婦の歴史』（2023年7月20日発行、文春新書）です。

★ この書を著した動機は、本書の「はじめ」に書いてありますが、「家政婦をめぐる過労死裁判」でした。

★ その点を著者は、「一見、今日の労働問題からかけ離れた好事家的な話題に見えて、その実は戦後日本の労働法制度の根本に潜む矛盾を一身に集約するよきな問題であり、ます」と述べています。

★ また、「今まで誰も書かなかった家政婦たちの真の歴史を描いた初めての書として、心ある人々に読まれることを期待しています」と一読を勧めています。

（半田敏照）



■ ご相談とお問合せ TEL 075-632-8962 FAX 075-632-8963

認定特定非営利活動法人 あったかサポート事務局 <sup>はんだとして</sup> 半田敏照 (当法人・副理事長兼事務局長)

HP <http://attaka-support.org/> E-mail [attaka-support@r6.dion.ne.jp](mailto:attaka-support@r6.dion.ne.jp)

- お問合せ時間 月・水・金 / 10:00~16:00
- ご相談 土・日・祝日に関わらず、別途設定します。

